

令和6年度 長野県農薬管理指導士 養成研修会

関係法令 (毒物及び劇物取締法)

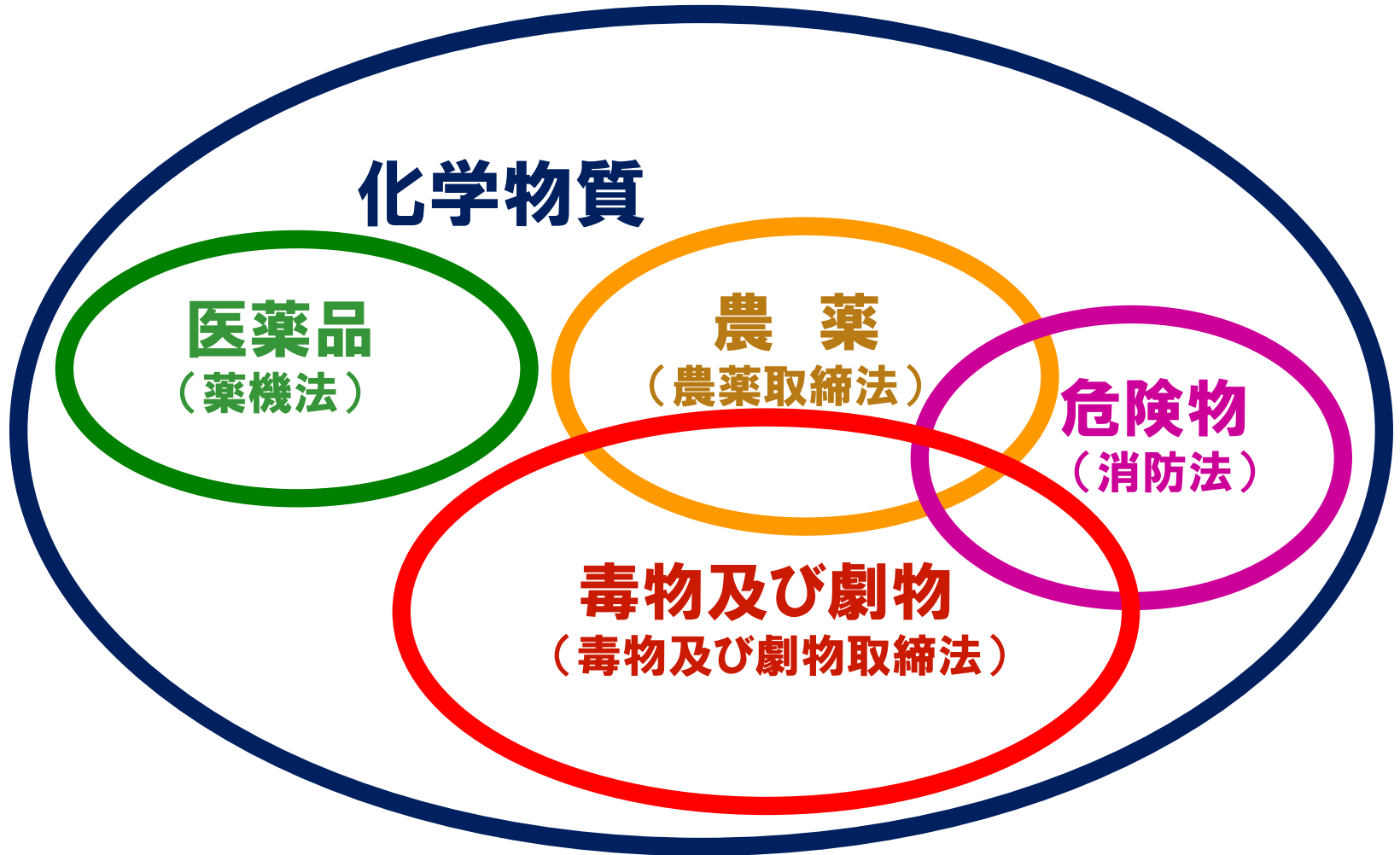
長野県 健康福祉部 薬事管理課

本日の内容

- 1 毒物及び劇物取締法について
- 2 毒物劇物の事故について
- 3 長野県の毒物劇物安全対策事業

1. 毒物及び劇物取締法 について

毒物劇物とは？



農薬と毒物劇物

農薬
(農薬取締法)

毒物及び劇物
(毒物及び
劇物取締法)

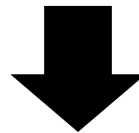
登録数 約300種類



〔パラコート、ジクワット(除草剤)
クロルピクリン、有機リン系薬剤(殺虫剤)
ダイファシノン(殺鼠剤) etc...〕

法の目的(第1条)

この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする(法第1条)。



- 毒物劇物の指定
 - 毒物劇物の流通に関する規制
 - 毒物劇物の使用に関する規制
- etc...

毒物劇物の定義(第2条)

① 毒物

毒物及び劇物取締法別表第一に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のもの。

② 劇物

毒物及び劇物取締法別表第二に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のもの。

③ 特定毒物

毒物であって、毒物及び劇物取締法別表第三に掲げるもの。

毒物劇物の定義(第2条)

- 法律で、「毒物」、「劇物」、「特定毒物」をそれぞれ定義している。



生体に与える影響の大きさ

⇒ 特定毒物 > 毒物 > 劇物

毒物:経口 LD₅₀ 50mg/kg以下

劇物:経口 LD₅₀ 50mg/kgを越え300mg/kg以下

- 医薬品及び医薬部外品に当たるものは除外される。
⇒これらは、医薬品・医療機器等法上の「**毒薬**」、「**劇薬**」として規制される。

毒物劇物の指定

原体と製剤

○ 原体

原則として化学的純品(純度に影響のない程度の着色したものを含む)を指す。

○ 製剤

毒物又は劇物の効果的利用を図るため、希釈、混合等一定の加工を施したものを指す。

毒物劇物の指定

原体と製剤の例

毒物及び劇物は、法第2条と指定令で定められている。

類別	化学名
法第2条 別表第2 54	水酸化ナトリウム → (原体)
指定令第2条 68	水酸化ナトリウムを含有する製剤。 ただし、水酸化ナトリウム5%以下を 含有するものを除く。 → (製剤)
指定令第2条 32	有機シアン化合物及びこれを含有す る製剤 → (原体＋製剤)

毒物劇物の指定

バッテリーは劇物に該当するか？

- バッテリー液（硫酸製剤）の状態で購入し、国内でバッテリーとして組み立てる場合
→ 毒物劇物輸入業の登録が必要。
- 既に製品化されているバッテリーの状態で購入する場合
→ 「製品」であり、劇物には該当しないため、輸入業の登録は不要。

禁止規定(第3条)

毒物劇物に関する禁止規定

- ・ 製造業の登録を受けなければ、製造をしてはならない。
- ・ 輸入業の登録を受けなければ、輸入をしてはならない。
- ・ 販売業の登録を受けなければ、販売や授与等をしてはならない。

禁止規定(第3条の2)

特定毒物に関する禁止規定

- ・ 製造業者又は特定毒物研究者でなければ、製造をしてはならない。
- ・ 輸入業者又は特定毒物研究者でなければ、輸入をしてはならない。
- ・ 特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、使用してはならない。

禁止規定(第3条の3)

興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物
(これらを含有する物を含む。)であつて政令で定めるもの
のは、みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持してはならない。

※ 施行令第32条の2

トルエン、酢酸エチル・トルエン又は
メタノールを含有するシンナー 等

禁止規定(第3条の4)

引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物であって政令で定めるものは、業務その他正当な理由による場合を除いては、所持してはならない。

※ 施行令第32条の3

亜塩素酸ナトリウム、ナトリウム、
ピクリン酸 等

営業の登録(第4条)

① 毒物劇物を製造又は輸入する者

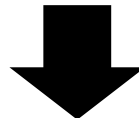
⇒ 試薬メーカー、工業用の製剤製造業者等
製造所ごとに製造業又は輸入業の登録を受けることが必要。

営業の登録(第4条)

② 毒物劇物を販売する者

⇒ 薬局、農薬販売店等

店舗や事業所ごとに販売業の登録を受けることが必要。



販売業の登録の種類(第4条の2)

- 一般販売業: 全ての毒劇物
- 農業用品目販売業: 農業用品目のみ
- 特定品目販売業: 特定品目のみ

販売品目の制限(第4条の3)

○**農業用品目販売業**の登録を受けた者は、農業上必要な毒物又は劇物であって厚生労働省令で定めるもの以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

※施行規則別表第1に掲げる毒物又は劇物

○**特定品目販売業**の登録を受けた者は、厚生労働省令で定める毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

※施行規則別表第2に掲げる劇物

毒物劇物取扱責任者(第7条)

第七条 毒物劇物営業者は、**毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き**、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。

3 毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者を置いたときは、**三十日以内に、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事にその毒物劇物取扱責任者の氏名を届け出なければならない**。毒物劇物取扱責任者を変更したときも、同様とする。

毒物劇物取扱責任者(第7条)

毒物劇物を製造、輸入、販売するためには、
専任の毒物劇物取扱責任者を設置しなければならない。



毒物劇物を取り扱う上での安全確保について責任を持つ者として、次の事項を総括的に管理・監督する必要がある。

- 貯蔵場所、在庫量、運搬用具等の管理
 - 容器、被包、貯蔵場所の表示の点検
 - 取扱いの状況の点検
 - 譲渡・交付手続きの点検
 - 運搬、廃棄に関する技術上の基準への適合状況の点検
 - 事故時の措置
- etc...

毒物劇物取扱責任者の資格(第8条)

次の各号に掲げる者でなければ、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。

- ① 薬剤師
- ② 大学等で応用化学に関する学課を修了した者
- ③ 都道府県が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

毒物劇物取扱責任者の資格

大学等で応用化学に関する学課を修了した者

(1) 大学等

- ・農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等
(薬学部、理学部、理工学部、教育学部、工学部も規定あり)
- ・化学に関する授業科目の単位数が必須科目の単位中28単位以上又は50%以上である学科・・・卒業証明書等で確認

(2) 高等専門学校

- ・工業化学科又はこれに代わる応用科学に関する学課を修了

(3) 専門課程を置く専修学校

- ・25単位以上の化学に関する科目を修得していること

(4) 高等学校

- ・25単位以上の化学に関する科目を修得していること

(5) 大学院

- ・(1)大学等の基準を準用する。なお、大学と大学院の単位数は合算可能

※単位は卒業証明書、単位取得証明書等で確認

毒物劇物取扱責任者の資格(第8条)

- 2 次に掲げる者は、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。
 - 一 十八歳未満の者
 - 二 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - 三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - 四 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

変更等の届出(第10条)

- 第十条** 毒物劇物営業者は、**左の各号のいずれかに該当する場合には、三十日以内**に、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に、その旨を**届け出なければならない**。
- 一 氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更したとき。
 - 二 毒物又は劇物を製造し、貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分を変更したとき。
 - 三 その他厚生労働省令で定める事項を変更したとき。
※営業所や店舗の名称、登録に係る品目
 - 四 当該製造所、営業所又は店舗における営業を廃止したとき。

毒物劇物の取扱(第11条)

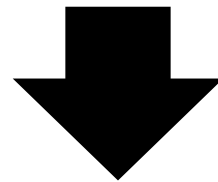
第十一条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が**盗難にあい、又は紛失することを防ぐ**のに必要な措置を講じなければならない。

2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であって政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に**飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐ**のに必要な措置を講じなければならない。

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を**運搬する場合**には、これらの物が**飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐ**のに必要な措置を講じなければならない。

毒物劇物の取扱(第11条)

○盗難・紛失・漏えい・流出の防止の措置が必要。



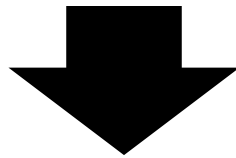
- ・専用の保管庫を使い、他のものと区別する。
- ・保管場所は、頑丈なもので施錠する。
- ・受払い簿を作成し、日常的に数量管理をする。
- ・地震対策として保管庫の転倒防止対策を取る。

毒物劇物の取扱(第11条)

第十一条

- 4 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、**飲食物の容器**として通常使用される物を使用してはならない。

○誤って飲用等されないようにしなければならない。

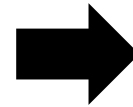


飲食物の容器(ペットボトル等)は不可

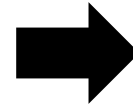
毒物劇物の表示及び容器(第11,12条)

表示

- 毒物の場合
⇒「医薬用外」の文字と
赤地に白色で「毒物」の文字
- 劇物の場合
⇒「医薬用外」の文字と
白地に赤色で「劇物」の文字



医薬用外毒物



医薬用外劇物

容器

誤って飲用等されないように毒物劇物であることが分かる容器を使用しなければならない。



飲食物の容器(ペットボトル等)は不適



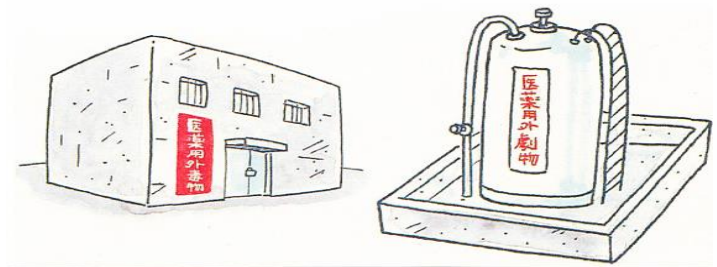
毒物劇物の表示(第12条)

第十二条

- 3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、**毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に**、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

保管場所への表示

保管場所には、「医薬用外毒物」・「医薬用外劇物」の表示をする。



譲渡手続き(第14条)

- ・毒物劇物営業者同士の毒物劇物の販売又は授与に際しては、必要事項を書面に記載する必要がある。
- ・毒物劇物営業者以外の者に販売又は授与する場合には、必要事項を記載し、譲受人が押印した書面の提出を受けなければならない。

★ この書面は、販売業者が5年間保管する必要あり。

必要事項

- ・ 毒物劇物の名称及び数量
- ・ 販売又は授与の年月日
- ・ 譲受者の氏名・職業・住所

(譲受書)

毒物・劇物の名称、数量

販売年月日

住所、氏名、職業 印

毒物劇物の交付の制限(第15条)

交付制限のある者

- ・ 18歳未満の者
- ・ 精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

毒物劇物の交付の制限(第15条)

引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物
(塩素酸ナトリウム、ナトリウム、ピクリン酸等)は、
交付時に、交付を受ける者の氏名及び住所を

身分証明書、運転免許証、保険証等で確認しな
なければならない。

毒物劇物の廃棄方法(第15条の2)

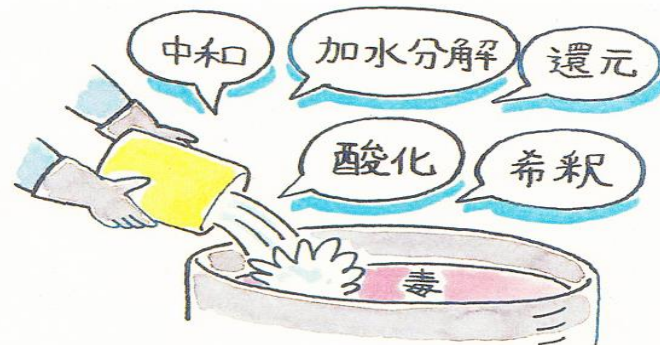
第十五条の二 毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

廃棄方法の技術上の基準に従って廃棄する。



中和・加水分解・酸化・還元・希釈等により毒物劇物に該当しないものにしてから廃棄する。 etc...

水質汚濁防止法、廃掃法等にも適合する必要があるため、基本的には県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者に委託する。



毒物劇物の廃棄方法(第15条の2)

○ 自分で処理する場合

中和・加水分解・酸化・還元・希釈等により毒物劇物に該当しないものにしてから廃棄する。

○ 自分で処理できない場合

県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者に委託する。



事故や事件の際の措置(第17条)

○ 盗難、紛失の場合

⇒ただちに警察署に届け出る。

○ 飛散・漏洩・流出等の場合

⇒ただちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る。

“いざ”というときのために

- ・ 通報体制を整備しておく
- ・ 被害を食い止めるために取るべき措置を確認しておく



立入検査(第18条)

第十八条

都道府県知事は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物劇物営業者若しくは特定毒物研究者から必要な報告を徴し、又は薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の製造所、営業所、店舗、研究所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第十一条第二項に規定する政令で定める物若しくはその疑いのある物を収去させることができる。

2 前二項の規定により指定された者は、毒物劇物監視員と称する。

※法第22条により業務上取扱者について準用する。

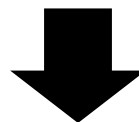
業務上取扱者(第22条)

○ 毒物劇物を業務上取り扱う者

⇒ 業務上取り扱う全ての者

(薬品工場、病院、研究所、クリーニング所、農家等)

事業の内容や取り扱う品目によって、届出が必要な場合もある(シアン化合物を使ったメッキ・熱処理業等)。



届出が必要でない場合も、業務上取り扱う場合は、法の適用範囲となる。

業務上取扱者の準用

第二十二條

- 5 第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十七条並びに第十八条までの規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第一項に規定する者以外の者であつて厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。

【届出のいらない業務上取扱者に準用】

第十一条：盗難防止措置

第十二条第一項及び第三項：表示

第十七条：事故の際の措置

第十八条：立入検査

毒物劇物に関する情報の提供

毒物劇物営業者が毒物劇物を販売するときは、譲受人に対して、その毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。



(M) SDS (Material Safety Data Sheet)

(化学物質)安全(性)データシートのこと、化学物質を安全に取り扱うために必要な情報を記載したもの。事故の際の応急措置、物理的及び化学的性質、毒性に関する情報等が記載されている。

毒物劇物に関する情報の提供

製品安全データシート

硫酸

作成日 2002年11月 29日
改定日 2006年 9月15日

1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称:	硫酸
製品コード:	〇〇〇
会社名:	〇〇〇〇株式会社
住所:	東京都△△区△△町△丁目△△番地
電話番号:	03-1234-5678
緊急時の電話番号:	03-1234-5678
FAX番号:	03-1234-5678
メールアドレス:	
推奨用途及び使用上の制限:	硫酸は化学工業の基礎原料で、特に肥料工業、繊維、無機薬品工業をはじめ金属製錬、製鋼、紡織、製紙、食品工業など広範囲に使用される 化粧品原料(清浄用化粧品)

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	火薬類	分類対象外
	可燃性・引火性ガス	分類対象外
	可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
	支燃性・酸化性ガス	分類対象外

5. 火災時の措置

特有の危険有害性:	この製品自体は、燃焼しない。 周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。 加熱により容器が爆発するおそれがある。
特有の消火方法:	火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。
消火を行う者の保護:	消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:	作業者は適切な保護具(「B. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立ち入りを禁止する。 作業者は適切な保護具(「B. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはならない。 風上に留まる。 低地から離れる。
環境に対する注意事項:	河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。 環境中に放出してはならない。
回収、中和:	少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。
封じ込め及び浄化の方法・機材: 二次災害の防止策:	危険でなければ漏れを止める。 すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火災の禁止)。

毒物劇物に関する情報の提供

イエローカード

化学物質の有害性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先などを記載したカード。

危険有害物質等を輸送する際に、製造業者等が作成し、運送人に交付することにより、事故時の措置等の周知徹底を図り、化学物質の総合的な物流安全を図ろうとするもの。

毒物劇物に関する情報の提供

品名		国連番号	
該当法規・危険有害性			
消 防 法		毒物及び劇物取締法	高圧ガス保安法
火薬類取締法		道路法	
類 別		品 名 (法別表)	
第1類	第2類	第3類	第4類
第5類	第6類	指定可燃物	
毒物	劇物	特定毒物	
一般高圧ガス	液化石油ガス	火薬	爆薬
火工品		施行令第19条の12、13に該当	
特 性		有 害 性	
危険性		腐 蝕 汚 染 性	
熱水性	爆発性	可燃性	
有害ガス発生		目・皮膚に触れると危険	河川への流入注意
常温	加熱時	水に接触	固 体
火災時			液 体
			気 体
			水 溶性
事故発生時の応急措置			
①			
②			
③			
④			
緊急通報			
119 (消防署) 110 (警察署) 高速道路の非常電話			
【緊急通報例】			
1. いつ	〇〇時〇〇分頃		
2. どこで	〇〇市〇〇地区 (国・県・市) 道〇〇線〇〇付近で		
3. なにが	「 () 」が		
4. どうした	漏散しています、飛散して火災になってます		
5. ケガ人は	ケガ人がいます (救急車をお願いします) ケガ人はいません		
6. 私の名前は	〇〇運送会社 〇〇です		
緊急連絡 (特に休日・夜間に確実に連絡が取れる部署の電話番号を記入する)			
荷主会社		運送会社	
住 所		住 所	
電 話	平日・昼間 休日・夜間	電 話	平日・昼間 休日・夜間
品名		国連番号	
災 害 拡 大 防 止 措 置			
特記事項		処理剤	
.			
.			
.			
(高圧ガスにあっては温度と圧力の関係、比重、色、臭い等記入)			
漏洩・飛散したとき			
①			
②			
③			
周辺火災のとき			
①			
②			
③			
引火・発火したとき			
①			
②			
③			
救急措置			
①			
②			
③			
④			

令和5年度 毒物劇物監視結果

事項 業種		対象施設数	立入検査数	違反施設数	違反内容								計		
					登録・届出	貯蔵設備	取扱	運搬	廃棄	表示	譲渡交付	事故		情報提供	取扱責任者
製造業		21	32	3	1					1	2				4
輸入業		9	17	2						1	1				2
販売業者	一般	1,182	587	54	2	8	15			10	24		1	4	64
	農業用品目	136	47	4		2	2			1					5
	特定品目	22	4	2		1	1				1				3
特定毒物使用者		16	1												
特定毒物研究者		45	2												
業務上取扱者	メッキ業者	66	8												
	金属熱処理業者	3													
	運送業者	2													
	しろあり防除業														
	その他		159	49	4	2	33			23					62
計		1,502	857	114	7	13	51			36	28		1	4	140

令和5年度毒物劇物監視の主な指摘事項

○ 取扱

- ・保管庫が常時施錠されていない。
- ・毒物劇物を保管庫外に置いていた。
- ・保管庫の鍵の管理体制が不明確である。
- ・毒物劇物とその他の物とを混在して保管している

○ 譲渡交付

- ・譲渡の際に受ける書面の不備（特に押印の漏れ）
- ・書面が適正に保管されていない。（5年保存必須）

○ 表示

- ・所定の表示（「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」）がない。

2. 毒物劇物の事故 について

令和5年度毒物劇物関連の事故(全国)

盗難・紛失の事故 26件

内 訳: 毒物 5件、劇物 21件

被害状況: 特になし

流出・漏えい等の事故 141件

内 訳: 毒物 11件、劇物 130件

被害状況: 負傷者 36名

(重症・軽傷含む)

近年の毒物劇物関連の事故事例（県内）

● 塩酸の漏えい(H27.5)

【概要】

金属セラミック基板製造業者の敷地内において35%塩酸が漏えいした。

事故原因は、塩酸を液送するために仮設した塩化ビニルホースのジョイント部が腐食溶損したためであり、漏えい量は200～300Lだった。

【被害状況】

人的被害なし。

近年の毒物劇物関連の事故事例（県内）

● 水酸化ナトリウムの漏えい(R3.5)

【概要】

毒物劇物業務上取扱者(運送業)が、トラックで水酸化ナトリウム13,000Lを運搬中に、保管容器上部から一部(約50～100L)が道路上に流出した。

【被害状況】

一部が河川へつながる側溝へ流出したが、調査の結果、周辺環境への影響はなかった。
人的被害なし。

近年の毒物劇物関連の事故事例（県内）

● 農薬(クロルピクリン)の流出(R3.8)

【概要】

農家の納屋の解体作業後、回収業者が農薬(クロルピクリン)が入った缶を重機で掴んだ際に缶が破裂、内容物が流出した。

【被害状況】

作業員1名が飛散したクロルピクリンをあび、救急搬送された(軽傷)。一時侵入規制が行われ、周辺住民へは窓を開けないよう呼びかけられた。

近年の毒物劇物関連の事故事例（県内）

● 農薬(クロルピクリン)の流出(R5.8)

【概要】

使い残して畑に置いていたクロルピクリン5L缶を草刈り機で誤って破損。中に残っていた内容物が流出した。

【被害状況】

その場で土壤に染み込み、一部は揮発して周囲に拡散した。
人的被害なし。

全国の毒物劇物に該当する農薬の 紛失・盗難事故事例

- 農家が作業中に、農地の一角にある倉庫の施錠を怠ったため、農薬が盗まれた。
- 販売業者の従業員が、車内に農薬と鞆を残したまま施錠をせずに1時間程度車から離れたところ、いずれも盗難にあった。
- 棚卸時にシステム上の在庫数と実際の在庫数に相違があり、劇物の紛失が判明した。
- 販売業者から配送されたことになっていた農薬が、購入者には届いていなかった。

全国の毒物劇物に該当する農薬の 流出・漏えい事故事例

- 農薬の適正な廃棄を怠り、河川等に不法投棄した。
- 農薬タンクの排出口の締め忘れにより、農薬が生活排水路へ流出した。
- 火災により倉庫内で保管していた農薬が流出した。
- 農薬運搬中の交通事故により、積載していた農薬が流出した。

3. 長野県の毒物劇物 安全対策事業

長野県の毒物劇物安全対策事業

毒物劇物事故処理剤備蓄事業

<目的>

- ・自然災害や交通事故による毒物劇物漏えい事故により、不特定多数の者に保健衛生上の危害を生じるおそれが発生した場合のために、応急措置に必要な中和剤を確保する。

長野県の毒物劇物安全対策事業

毒物劇物事故処理剤備蓄事業

< 備蓄品目と備蓄量(1ヶ所あたり) >

処理剤名	対象毒物劇物	基準量(kg)
消石灰	酸、塩素、クロルピクリン	4,000
ソーダ灰	硫酸銅、塩化亜鉛	3,500
苛性ソーダ	酸、シアン	4,000
(無水)重亜硫酸ソーダ	クロム酸、フッ酸	2,000
次亜塩素酸ソーダ	シアン、セレン化水素	4,000
硫酸	アルカリ	800

長野県の毒物劇物安全対策事業⁵⁵

毒物劇物事故処理剤備蓄事業

<備蓄場所及び連絡先>

(令和6年4月1日現在)

名称	所在地	電話番号
鍋林(株) 松代配送センター	長野市松代町豊栄宮崎6331	026-278-7543
(株)ミライ化成 長野営業所	千曲市雨宮2473	026-274-7667
(株)アセラ 長野支店	千曲市雨宮540	026-272-1521
鍋林(株) あづみ野配送センター	北安曇郡松川村南神戸4363-32	0261-62-9950
(株)アセラ 松本支店	塩尻市広丘野村1808	0263-52-4141
(株)土田商店 諏訪化成品センター	茅野市宮川7275-1	0266-73-2500
(株)ミライ化成 伊那営業所	上伊那郡南箕輪村9004-1	0265-76-7557

長野県の毒物劇物安全対策事業

農薬危害防止運動

全国一斉に実施（6月1日～8月31日）

農薬適正使用研修会

農薬販売者等への立入検査

各種広報活動

etc…

長野県の毒物劇物安全対策事業

毒物劇物及び農薬危害防止運動

長野県独自に実施(11月16日～11月30日)

毒物劇物運搬車両の指導取締

毒物劇物事故対策研修会

農薬販売者等への立入検査

各種広報活動

etc...

毒物・劇物について ご不明な点は…

<お問い合わせ窓口>

- 長野県健康福祉部薬事管理課
- 保健福祉事務所（県下10か所）
- 長野市保健所（管轄区域：長野市）
- 松本市保健所（管轄区域：松本市）

ご清聴ありがとうございました